

警察職員の服務の宣誓書の様式を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第4号

警察職員の服務の宣誓書の様式を定める規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

- (1) 警察職員の服務の宣誓書の様式を定める規則（昭和45年香川県公安委員会規則第2号）本則の様式
- (2) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）第114条第1項から第4項まで及び別記様式第1号から別記様式第74号まで（別記様式第15号の21、別記様式第35号、別記様式第37号、別記様式第46号、別記様式第46号の2及び別記様式第59号を除く。）
- (3) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（平成12年香川県公安委員会規則第9号）別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第6号から別記様式第8号まで
- (4) 古物営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第11号）別記様式第1号から別記様式第8号まで
- (5) 警備業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第12号）附則第5項の別記様式及び別記様式第1号から別記様式第13号まで
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号）別記様式第1号から別記様式第12号まで
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）別記様式第2号から別記様式第25号まで（別記様式第11号、別記様式第19号及び別記様式第23号を除く。）
- (8) 火薬類取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第16号）別記様式第3号から別記様式第11号まで（別記様式第7号を除く。）
- (9) 香川県迷惑行為等防止条例施行規則（平成12年香川県公安委員会規則第20号）別記様式
- (10) 質屋営業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第22号）別記様式第1号から別記様式第12号まで
- (11) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第24号）別記様式第1号から別記様式第5号まで
- (12) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第28号）別記様式第2号から別記様式第12号まで（別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第9号を除く。）
- (13) 災害対策基本法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第30号）別記様式第1号から別記様式第3号まで

- (14) 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）別記様式第2号及び別記様式第6号から別記様式第13号まで
- (15) 香川県警察職員互助会設置規則（平成13年香川県公安委員会規則第14号）別記様式第1号及び別記様式第2号
- (16) 香川県情報公開条例施行規則（平成14年香川県公安委員会規則第3号）別記様式第1号から別記様式第11号まで
- (17) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年香川県公安委員会規則第13号）別記様式第1号から別記様式第15号まで（別記様式第9号を除く。）
- (18) 香川県暴走族等の追放に関する条例施行規則（平成15年香川県公安委員会規則第13号）別記様式第1号及び別記様式第2号
- (19) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成17年香川県公安委員会規則第19号）第2条第1項
- (20) 香川県個人情報保護条例施行規則（平成18年香川県公安委員会規則第5号）別表第1及び別表第2並びに別記様式第1号から別記様式第24号まで
- (21) 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年香川県公安委員会規則第12号）別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第5号まで
- (22) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第20号）別記様式第1号から別記様式第8号まで
- (23) 遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第23号）別記様式第1号から別記様式第12号まで
- (24) 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）別記様式第1号から別記様式第18号まで
- (25) 香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号）別記様式第1号から別記様式第16号まで

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。